

社会福祉法人等の指導監査結果等の公開に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐倉市社会福祉法人等指導監査要領（以下「指導監査要領」という。）第12条の規定に基づき市が実施する社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人（以下「社会福祉法人等」という。）に係る指導監査の結果等（以下「監査結果等」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(公開の目的)

第2条 監査結果等の公開は、市民サービスの向上や市民の視点に立った公平性・透明性の高い市政を推進するとともに、福祉サービスを利用しようとする者に必要な福祉サービスの選択に資する情報を提供すること及び法人等の健全な運営を促進し提供するサービスの質の向上を図ることを目的とする。

(公開する情報)

第3条 公開する監査結果等の情報は、次の各号のとおりとする。

- (1) 指導監査の対象となった社会福祉法人等（以下「対象法人等」という。）の名称
 - (2) 指導監査の実施年月日
 - (3) 改善報告書提出日
 - (4) 文書指摘の内容及び改善状況
- 2 前項第3号の改善報告書提出日は、指導監査要領第11条第2項の規定に基づき、対象法人等が提出した改善報告書及び指摘事項改善状況報告書（以下「改善報告書等」という。）を受理した日とする。
- 3 第1項第4号に掲げる事項のうち、文書指摘の内容は、指導監査要領第11条第1項の規定に基づき対象法人等に通知した文書指摘の概略とし、改善状況は、前項の改善報告書等に基づく内容とする。

(公開の時期)

第4条 公開は、文書指摘がない場合にあつては、指導監査結果の通知後速やかに行うものとし、文書指摘がある場合にあつては、当該対象法人等から改善報告書等を受理後速やかに行うものとする。

(公開の方法)

第5条 公開は、第3条第1項各号に掲げる事項を別記様式に取りまとめ、市の公式ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 公開の期間は、市の公式ホームページに掲載した日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(公開に際する事務処理)

第6条 市長は、前条第1項に規定する公開を実施するに当たっては、あらかじめその旨を対象法人等に文書で通知するものとする。

(その他の情報公開項目)

第7条 第3条第1項各号の情報のほかに、次に掲げる事項を市の公式ホームページに掲載する。

- (1) 佐倉市社会福祉法人指導監査実施方針
- (2) 指導監査要領
- (3) 社会福祉法人等の指導監査結果等の公開に係る実施要領

(非公開情報の取扱い)

第8条 佐倉市情報公開条例(平成13年佐倉市条例第2号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報は、公開しない。

(補則)

第9条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(適用関係)

2 第3条の規定による情報の公開については、平成25年度以降における監査結果等に適用する。

附 則(平成26年5月1日決裁26佐社第326号)

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則(平成27年10月13日決裁27佐社第1346号)

この要領は、決裁の日から施行し、改正後の社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る実施要領の規定は、平成26年度以後における監査結果等の公開について適用する。

附 則(平成29年3月2日決裁28佐社第2281号)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月18日決裁佐社第1327号)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（令和8年3月10日決裁佐社第1775号）
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

社会福祉法人等指導監査結果概要

法人の名称			
実施年月日		改善報告書提出日	
文書指摘の内容		改善状況	